

任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十四日

広島県人事委員会

委員長 舩木 孝和

広島県人事委員会規則第三号

任用に関する規則の一部を改正する規則

任用に関する規則（昭和二十七人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十七条 削除</p> <p>第二十八条 人事委員会は、第十八条第二項の規定により名簿が確定したときは、これを任命権者に提示するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第二十七条 任用権者は、採用試験の行われる職へ採用しようとする場合においては、名簿の提示を、あらかじめ、人事委員会に請求しなければならない。</p> <p>(名簿による採用)</p> <p>第二十八条 人事委員会は、前条の規定により任命権者から名簿の提示の請求があつた場合においては、これを提示するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(採用の辞退の届出)</p> <p>第三十二条 候補者であることを任命権者から通知された者で当該採用を辞退しようとするものは、その通知を受けた日から起算して十日以内に、辞退の事由その他必要な事項を記して書面によつて（書面によらないことを適当と認める場合には、これに代わる適当な方法によつて）その旨を任命権者に届け出るものとする。</p> <p>2 任命権者は、前項の届出を受理したときは、すみやかに、人事委員会に報告しなければならない。</p>	<p>(採用の辞退の届出)</p> <p>第三十二条 候補者であることを任命権者から通知された者で当該採用を辞退しようとするものは、その通知を受けた日から起算して十日以内に、辞退の事由その他必要な事項を記して書面をもつてその旨を任命権者に届け出るものとする。</p> <p>2 任命権者は、前項の届出を受理したときは、すみやかに、これを人事委員会に送付しなければならない。</p>
<p>(準用)</p> <p>第三十六条 第五章及び本章（第二十八条の二を除く。）の規定は、第十五条の二第一項の昇任候補者名簿について準用する。この場合において、第十八条第一項中「採用試験」とあるのは「昇任試験」と、同条第三項中「広島県のウェブサイトにより公表する」とあるのは「昇任候補者に通知する」と、第二十一条中「採用候補者」とあるのは「昇任候補者」と、第二十二条第一号及び第二号中「採用試験」とあるのは「昇任試験」と、第二十五条第二項中「広島県のウェブサイトにより公表する」とあるのは「昇任候補者に通知する」と、第二十八条第二項中「採用すべき者」と</p>	<p>(準用)</p> <p>第三十六条 第五章及び本章（第二十八条の二を除く。）の規定は、第十五条の二第一項の昇任候補者名簿について準用する。この場合において、第十八条第一項中「採用試験」とあるのは「昇任試験」と、同条第三項中「広島県のウェブサイトにより公表する」とあるのは「昇任候補者に通知する」と、第二十一条中「採用候補者」とあるのは「昇任候補者」と、第二十二条第一号及び第二号中「採用試験」とあるのは「昇任試験」と、第二十五条第二項中「広島県のウェブサイトにより公表する」とあるのは「昇任候補者に通知する」と、第二十七条中「採用試験の行われる職」と</p>

とあるのは「昇任させるべき者」と、「採用を」とあるのは「昇任を」と、第三十二条中「当該採用を」とあるのは「当該昇任を」と読み替えるものとする。

「採用しよう」とあるのは「昇任試験の行われる職へ昇任させよう」と、第二十八条第二項中「採用すべき者」とあるのは「昇任させるべき者」と、「採用を」とあるのは「昇任を」と、第三十二条中「当該採用を」とあるのは「当該昇任を」と読み替えるものとする。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。